配管	建築配管作業
	プラント配管作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
鉄工	構造物鉄工作業
仕上げ	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
塗装	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接	手溶接
	半自動溶接
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業

別表第２

造船特定活動、企業単独型造船特定活動に係る不正行為	
1	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
2	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の旅券又は在留カードを取り上げる行為
3	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
4	１から３までに掲げるもののほか、特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の人権を著しく侵害する行為
5	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
6	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（３及び４に該当する行為を除く。）
7	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人造船就労者との間で入管法第６条第２項、第７条の２第１項、第20条第２項又は第21条第２項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（５に該当する行為を除く。）
8	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、入管法第６条第２項、第７条の２第１項、第20条第２項又は第21条第２項の申請内容と異なる他の機関に造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動を実施する行為（５に該当する行為を除く。）
9	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、受け入れ又は雇用した外国人造船就労者の行方不明者について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）
10	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人に入管法第24条第３号の４イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること
11	特定監理団体、受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、造船特定活動又は企業単独型造船特定活動に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（１、３及び４に該当する行為を除く。）
12	特定監理団体において、造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
13	特定監理団体において、第６の１⑷の就労状況の確認を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第７の１⑵の就労状況の確認を怠る行為
14	特定監理団体において、第６の１⑸の相談員を配置せず、若しくは相談への対応を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第７の１⑶の相談員を配置せず、若しくは相談への対応を怠る行為
15	受入造船企業において、第６の２及び３の特定監理団体への届出を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第７の２及び３の適正監理推進協議会への届出を怠る行為
16	特定監理団体において、第８の３の適正監理推進協議会への報告を怠る行為
17	特定監理団体において、第９の１又は４の監査を行わず、若しくは報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、第９の11又は13の確認を行わず、若しくは報告を怠る行為
18	受入造船企業において、この表に掲げる外国人の造船特定活動に係る不正行為を行った場合若しくは造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、企業単独型造船特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
19	特定監理団体において、造船特定活動に関して収益を得てあっせんを行う行為
20	特定監理団体又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の受入れに関する文書の作成又は保管を怠る行為
21	受入造船企業又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為
22	特定監理団体において、外国人造船就労者が造船特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為又は企業単独型受入造船企業において、外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為